各 位

太陽生命保険株式会社代表取締役社長 副島 直樹東京都中央区日本橋2丁目7番1号

新型コロナウイルス感染症に関する災害死亡保険金等のお支払いについて

このたびの、新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けられました皆様に謹んで お見舞い申し上げます。

T&D保険グループの太陽生命保険株式会社(社長 副島直樹)では、新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けられましたお客様に対して、これまでも、保険料払込猶予期間の延長や、保険金・給付金のお支払いについての特別取扱い等を実施してまいりました。

今般、当局認可を前提として、以下のとおり新型コロナウイルス感染症にかかるお支払 い範囲を拡大し、災害死亡保険金・災害高度障害保険金等をお支払い対象とする等の取扱 いを実施しますのでお知らせいたします。

記

1. 取扱いの詳細

- ・<u>別</u> 紙の保険商品において、被保険者が「新型コロナウイルス感染症」を原因として死亡または高度障害状態になった場合に、災害死亡保険金・災害高度障害保険金等をお支払いします。
- ・特別条件のうち保険金削減法または特定疾病・部位不担保法を適用したご契約において、今般の新型コロナウイルス感染症によって支払事由が生じた場合に、保険金の削減や給付金の不支払いを行わないこととします。
- ・これまでに支払事由に該当した場合も含めて、すでにご契約いただいている契約についても対象とします(*)。
- ・本取扱いにともなう保険料の変更はありません。

2. ご請求手続き

・ご提出いただく災害死亡保険金・災害高度障害保険金等の必要書類(請求書・死亡 診断書等)に記載された病名等で保険金等のお支払いを判断します。

その他ご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

<お客様サービスセンター>

電話番号:0120-97-2111 受付時間:月~金 9:00~18:00

 $\pm \cdot$ 日 9:00~17:00

(祝日・年末年始 (12/30~1/4) は休業します)

以 上

(*) 個人保険については、新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項、第3項または第4項の疾病に指定された場合、その指定が解除された日以後に支払事由が生じたときは、新型コロナウイルス感染症は対象となる感染症に含めません。

災害死亡保険金・災害高度障害保険金等の支払対象としてお取扱いする保険商品・特約

(2020年5月1日現在)

 	\Box	H	~	r .
商	Н'n	×	ıÆ	不

5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険

5年ごと利差配当付特殊終身保険

無配当無選択型医療保険

無配当選択緩和型医療保険

無配当積立保険

無配当災害保険

無配当傷害保険

無配当選択緩和型終身保険

無配当選択緩和型認知症診断保険

無配当健康祝金付定期保険特約

5年ごと利差配当付災害割増保障付養老保険特約

無配当災害割増保障付定期保険特約

積立保険特約

災害割増特約

傷害特約

こども保険傷害特約

団体定期保険傷害特約

団体定期保険災害保障特約

団体定期保険災害割増特約

団体定期保険こども傷害特約

団体定期保険こども災害保障特約

団体定期保険こども災害割増特約

新団体定期保険災害保障特約

新団体定期保険こども災害保障特約

※商品の正式名称の末尾に付している「(無解約払戻金型)」や、「(07)」等の数字は省略して表示しています。 ※上記の保険商品・特約に該当する場合でも、保険契約の型や特則の有無などにより、災害死亡保険金・災害高度 障害保険金等の保障がないご契約もあります。詳しくはお問い合わせください。

(ご参考)

- ・新型コロナウイルス感染症拡大に伴う特別お取扱いについて https://www.taiyo-seimei.co.jp/company/notice/download/press_article/2019/20200317.pdf
- ・新型コロナウイルス感染症にかかるお客様への保険金・給付金のお支払いについて https://www.taiyo-seimei.co.jp/company/notice/download/press_article/2020/20200408.pdf